

委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定の概要

1 制定理由

地方自治法の一部を改正する法律における議会に係る手続のオンライン化・デジタル化については、委員会条例の改正に加え、その手続の具体的な事項（署名に代わる本人確認の方法、委員会への提出先など）を議会が定めることになっているため。

2 主な内容

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 電磁的記録による記録の作成

第4条 氏名又は名称を明らかにする措置

第5条 会議規則との関係

第6条 委任

3 施行日

公表の日からとする。